

京都市告示第344号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき、施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年12月3日

京都市長 門川 大作

1 西京極総合運動公園プール施設

西京極総合運動公園プール施設アイススケートリンクについて、平成24年12月25日並びに平成24年12月27日から29日まで及び平成25年1月2日から4日までを供用しない日から除き、平成24年12月25日の供用時間を午前9時から正午とし、平成24年12月27日から29日まで及び平成25年1月2日から4日までの供用時間を午前10時から午後5時とする。

(理由)

指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)